

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第十二号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の部中

部 会 危 総 立 技	計 機 管 管 理 理	長 者 監 監 官
----------------------------	----------------------------	-----------------------

を

部 会 危	計 機 管 管 理 理	長 者 監
-------------	----------------------------	-------------

に、

総務事務所

所	支	次
長	長	長
二	三	種

を

総務事務所

所	支	次	長
長	長	長	長
二	三	種	種

に、

「事務局 局長」を

「副館 長」に改め、

同表教育委員会の部中

部 社 会 教 育 施 設 改 革 担 当 部 長

を

部
長

に改め、

同表の備考中「総括監、担当課長」を「部長、政策監」に改める。
別表第二備考2の表三種の部中

「総務事務所

次

長」を

「総務事務所

次長（人事委員会の定めるものに限る。）

に改め、同表備考2の表四種の

部中

「県税事務所

次長（北部、東広島分室）

を

「総務事務所
県税事務所

次長（その他）
次長（北部、東広島分室）

に改める。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十三年四月一日から施行する。